

第 2 回 武蔵野市図書館運営委員会 議事要録

日 時 令和 4 年 1 月 11 日（火）午後 5 時 30 分開会 7 時 15 分閉会

場 所 武蔵野プレイス 4 階 フォーラム

出席者 委員 8 名

安形委員長、小池職務代理者、桂委員、松山委員、藤橋委員、
竹内委員、花谷委員、宮代委員

事務局 11 名

【中央図書館】目澤館長、前田課長補佐、岡野係長、
荒木係長、秋庭係長、林主任、中野主事

【武蔵野プレイス】平之内館長、坂本副館長、盛田課長補佐

【吉祥寺図書館】木谷館長

内 容 1 報告事項

(1) 前回会議以降の図書館事業について（追加資料）

2 議事

(1) 武蔵野市図書館運営委員会から武蔵野市図書館協議会
への移行検討について（資料 1）

(2) 利用困難者に対する配本サービスの提供について
（資料 2）

3 その他

(1) 次回日程調整

【事務局】

定刻となったため、第 10 期第 2 回武蔵野市図書館運営委員会を開会する。

まず、傍聴について説明する。規定に基づき本会議は一般の方にも公開されており、定員を設けて傍聴を認めている。なお、会議録の作成のため、録音機材により記録を行っていることをご理解いただきたい。議事要録は委員会の承認いただいた後、図書館ホームページで公開する。

【委員長】

それでは、次第に従い報告事項に移る。事務局から報告をお願いします。

1 報告事項

(1) 前回会議以降の図書館事業について（追加資料）

【事務局】

まず、中央図書館保全改修工事について報告する。

10月28日から大規模工事を行っており、2月25日に終了する予定である。主な工事は、空調調和設備更新工事、特定天井改修工事、エレベーター更新工事の3件である。それぞれ、老朽化による更新、基準適合のための改修及び更新を目的としている。

次に図書特別整理の実施について報告する。

11月から12月の一定期間について、市立図書館3館で図書特別整理を行った。

最後に第6回武蔵野市子ども図書館文芸賞について報告する。

小説や詩、読書感想文等の5部門から成り、令和3年度は1,000件以上の応募があった。

【委員長】

報告事項について質問等はあるか。

【委員】

文芸賞について、詩の応募数が昨年度の207から今年度は倍の410となっている。たとえば、新型コロナウイルスで生活様式が変化したことで子どもたちが内省的になった等、詩の応募数が増加した理由として事務局が気づいた点があれば伺いたい。

また、「感想画」というカテゴリがあることを初めて知り、本の感想を絵で表現することについて興味深く思った。

【事務局】

増加の理由については不明だが、詩や感想文の応募数が比較的多い理由は、その約半数が学校の夏休み宿題として提出されていることによると思われる。なお、詩の審査員であるみなみらんぼう氏から、「詩は子どもが書いた字も含めて詩である」というご意見をいただいているため、受賞作は手書きのまま作品集に掲載している。また、小説、童話、随筆

については子どもたちが自発的に書いたものが多い。少しずつではあるが、「図書館としての文芸賞」にできてきていると思う。

【委員長】

募集案内には「応募された作品は館内に掲示する場合がある」旨の記載があるが、作品の利活用について館内掲示しか掲載されていない。作品の利活用について自由度がないように感じる。せっかくいい作品であれば、ウェブサイトでの公開等を行った方がいいのではないか。受賞作品関連の図書展示を行う等、さらなる利活用を検討したほうがいい。

【事務局】

図書館ホームページでの掲載等について今後検討していきたい。

【委員】

同じく文芸賞について、学校の立場から申し上げる。15年ほど前、学習指導要領の改訂に伴い、市の教育施策の中に「身体」、「言語」、「自然」というキーワードが出てきた。その「言語」に対応すべく立ち上げられた事業が子ども図書館文芸賞である。子どもたちが自ら言語活動に関わる場を提供しようと始められたものである。開始当時は、とにかく作品を集めようと学校が子どもたちに宣伝を行ったが、「自ら進んでの提出」は少なかった。そのため、夏休みの宿題等に取り入れるようになったところ、爆発的に応募数が増えた。一方で、改めて「自発的な提出であるべき」という考えに立ち返り、図書館主催事業となり、学校の宿題による提出を控えたために応募数は減ったが、中身は濃くなったという経緯がある。そのため、委員長の発言のとおり、公開の場を広げることによって、より一層子どもたちがやる気を出すことにつながると思われる。

【委員】

図書特別整理について、点検により所在が不明であることが分かった資料数が少ない、つまりほとんど不明とならずに管理できていると感じる。いわゆる盗難等を避けるような図書館の雰囲気作りができていていると思われるが、何か対策を講じているのか。

【事務局】

I C タグによる管理によって、貸出処理がされていない資料が館外に持ち出されることは減ったが、それ以外に特別なことは行っていない。

【委員長】

他に意見等はあるか。ないようであれば、続いて議事に移る。事務局から説明をお願いします。

2 議事

(1) 武蔵野市図書館運営委員会から武蔵野市図書館協議会への移行 検討について（資料1）

【事務局】

まず、資料「武蔵野市図書館運営委員会から武蔵野市図書館協議会への移行検討について」に沿って説明する。

他市町村の教育委員会の多くは、「図書館協議会」（以下、「協議会」という）を設置している。一方、現在本市では「図書館運営委員会」（以下、「委員会」という）を設置している。協議会は図書館法に基づく条例制定により設置している。本市の委員会は図書館法を根拠にしたものではなく、市の内部基準である要綱により設置している。

本市が協議会設置を検討していた平成14年当時は、図書館法の解釈上、「公募市民」を委員とすることが難しかった。そのため、「公募市民」も委員として参加できるよう、要綱により委員会を設置した。

しかし、平成24年にいわゆる第2次一括法が施行されたことに伴い、国から地方に各種の権限が移譲された。その際、図書館法に基づく条例による協議会設置についても、自治体の判断で公募市民を任命することが可能となった。

また、本市の図書館運営については、吉祥寺図書館と武蔵野プレイスへの指定管理制度の導入を経て、令和2年に中央図書館を直営とする方針が決定した。これにより3館の運営体制が定まったことで、協議会設置について改めて検討するに至った。

本市においても、市議会による議決を要する条例により協議会を設置することで、図書館運営への住民参加の機会をより確実なものとしたい

と考えている。市議会において協議会設置が認められた場合は、現委員のみなさまにはあらためて協議会委員として就任いただけないかと考えている。

【委員長】

このことについては、本会の根幹にかかわる点であるが、質問や意見等はあるか。

【委員】

現委員会の廃止や現委員の任期については比較的重要ではないと考えている。むしろ協議会の性格や協議会に移行する意義を確認することの方が重要であると思う。他自治体では協議会であっても事務局からの報告を受けることがメインとなっている等、形骸化している例もある。そのため、条例による協議会を設置することで住民参加をさらに担保するという制度の整備と、当該協議会が実質的にどのようなことを担任するかという中身の両方が大事である。

【委員】

私は、これまで武蔵野市の委員会の委員を担ってきており、また京都府立図書館の協議会の委員でもあるが、各会で出された意見については、京都府の協議会の方が反映されていると感じている。これまで武蔵野市の委員会でも公募市民の方々が様々なご意見を出されていたが、反映されてきたとは言えないというのが正直なところである。より強い根拠に基づく協議会に移行することで、「協議会から出された意見等のその後の対応」が見えるようになることを期待したい。

【委員】

私も協議会移行に賛成の立場である。協議会を設置している他自治体でも公募市民枠を設けるところが増えている中で、武蔵野市は委員会のままでいくのかという思いはあった。市民参加やコミュニティについて早い段階から取り組んでいる武蔵野市だからこそ、住民参加をさらに担保する協議会へ移行することで、より武蔵野市らしい図書館になっていくと考えている。

【委員長】

このことについて、他に意見等はあるか。なかなかこの場ですぐに意見を出すことが難しい内容であるため、協議会移行の方向で進めることとし、何か気がついた点があれば1週間程度を目途に事務局に各員から意見を出していただくこととする。

続いて次の議題「利用困難者に対する配本サービスの提供について」に移る。事務局から説明をお願いします。

（２）利用困難者に対する配本サービスの提供について（資料２）

【事務局】

資料「利用困難者に対する配本サービスの提供について」に沿って説明する。

まず、現在実施している障害者サービスについて説明する。主に視覚障がい者向けに本を音読したデータをCDに収録したデイジーという規格による資料の提供等を行っている。デイジー資料の作成はボランティア団体をお願いしている。

次に、現在検討している配本サービスについて説明する。肢体不自由の方を対象に本を郵送するサービスを実施している。障害者差別解消法の施行に伴い、障害者サービスの対象範囲を身体障がいに限らず、「図書館の利用に際して障害をもつ方」としてとらえるようになった。これにより図書館の利用が困難な方向けに、配本サービスを拡充すべく、「障害者サービス」という名称の変更やさらなるPR等を検討している。サービスの対象者については、具体的には介護保険制度における要介護認定の方を配本サービスの対象としていくことを考えている。一方で、障がいのある方の中には、本を借りても読むというよりは、眺めているだけというご意見もある。

【委員】

障害者サービスのしおりを見て、利用のハードルを感じた。ボトルネックが2点あるように思う。利用するには、まず図書館に来館する必要があり、次に自宅等で訪問調査を受ける場合があるということである。これらの手続きがあることで利用を躊躇してしまうのではないか。

【事務局】

現在のしおりの表現では、「審査される」という印象を与えてしまう
とのご指摘はごもっともである。しおり改定の際に文言を検討したい。
訪問調査の趣旨としては、利用を希望される方の実態を把握し、どのよ
うに資料を提供できるかを検討するためにお話を伺うことである。

【委員】

配本サービスの対象を広げることでサービスに膨らみをもたせたいの
か、あるいは利用が困難な方向けのサービスを拡充していきたいのか、
配本サービスを議題とした趣旨が不明確であるため、意見を出しにくい。
利用が困難な方向けのサービスを拡充していきたいということであれば、
たとえば学校に通えない子どもやひきこもりの子どもを対象とすることが
考えられる。民間の子ども向け通信教育では、年に1回、15冊程度の
リストの中から好きな本を選んで届けてくれるサービスがあり、それによ
り興味や知識が広がることがある。図書館でも、厳選した資料の中か
ら年に何冊か選び配本するというようなサービスを実施できるのではない
か。

また、高齢者を対象に含めることも考えられる。武蔵野市内に住民登
録がある100歳の方を、武蔵野市外に住民登録をしている娘が介護を行
っているという場合、100歳の方が図書館の利用登録をするには、一度
は図書館に行く必要があった。さらに武蔵野市に住民登録がない娘が代
理で申請することはできなかった。利用登録の申請について質問した際
に障害者サービスの案内がなかったため、今回しおりを見てサービスの
存在を知った。今後サービスを盛り上げていきたいということであれば、
ニーズはあると思われる。また、「本を眺めているだけ」という説明で
はあったが、たとえば絵画が好きな方に絵画の本を提供するということ
ができれば、すごいパワーのあるサービスになると考える

【事務局】

配本サービスに膨らみをもたせるイメージであったが、ご意見をいた
だき、利用が困難な方向けのサービスを拡充し、またより多くの方が利
用できるということをPRしていく必要があると感じた。そして、障害

者サービスのことを窓口等で職員がきちんと紹介できるようにしていかなければならないと感じた。

【委員】

配本サービスについて、対象者数は把握しているのか。また、なぜ利用者数や貸出冊数が減ってきているのか。

【事務局】

具体的な対象者数は把握できていないが、令和元年の統計では市内の要介護認定者は5,500人程いらっしゃるため、その中でどのくらいニーズがあるのかは把握していく必要があると思われる。なお、配本サービスの利用見込みについて高齢者福祉や障害者福祉の担当部署に対してヒアリングを行ったところ、生活上の困難さを解消することが優先であり読書を楽しむということまでに至らない状態の方が多いということであった。

また、利用者数や貸出冊数の減少の原因についても明らかにできていない。少なくともPR不足であると認識している。

【委員長】

利用者数や貸出冊数の減少については、障がいをもつ方の中にもIT技術を利用する方が増えており、民間サービスの電子書籍を読む、またはいわゆるネットショップで本を購入するという方が多くなってきていることが原因として考えられる。

【委員】

来館が困難な方の状態を考慮した場合、広報はどうなっているのか、たとえば図書館ホームページはどうなっているのか気になるところである。ホームページで掲載する、既に掲載しているのであれば掲載方法を検討する等が必要ではないか。また、図書館の情報発信としてSNSの導入とそれによる活用等、非来館でアクセス可能なコンテンツの充実も検討されたいところである。

【委員】

I T利用により減少した分、要介護認定者へのサービスに注力することは自然であると思う。要介護状態の方の中でもデジタルデバイドはあると思われるが、図書館に限らずコミセン等にも行けない、ネットも利用できないという方にこそ、アナログな配本サービスが生きてくると思われる。ケアマネジャー等と連携し、周知を行ってはどうか。

【委員長】

配本サービスについては、セーフティネットに近い要素があるため、利用者数や貸出冊数を増やすことを目標とするようなサービスではないと思われる。他の手法で情報にアクセスできない方へ情報を提供することができれば、たとえそれが1件でも2件でも、きちんとサービスを届けていることになると考える。貸出冊数ではない評価指標を設ける必要がある。たとえば「配本サービスを利用して借りたい本が借りられた」等の意見が寄せられればいいのではないか。

【事務局】

いただいたご意見を含めて、「必要な方に必要なサービスを提供できるように」ということを念頭に進めていきたい。

【委員長】

他に意見等はあるか。ないようであれば、「その他」に移る。事務局から説明をお願いしたい。

3 その他

【事務局】

次回の日程調整を行う。次回の開催は、4月を予定している。現時点でみなさまのご都合を伺い、後日、決定次第お知らせする。

【委員長】

以上をもって、第2回図書館運営委員会を閉会する。